

---

## 第1回 大山町議会臨時会 会議録（第2日）

平成17年5月12日（木曜日）

---

### 議事日程

平成17年5月12日 午前9時35分開議

- 日程第1 桑本丞章君の議員辞職について
- 日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて  
（大山町役場の位置を定める条例ほか183件の条例の制定について）
- 日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成16年度大山町一般会計暫定予算ほか21件の暫定予算について）
- 日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて  
（平成17年度大山町一般会計暫定予算ほか22件の暫定予算について）
- 日程第5 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて  
（指定金融機関の指定について）
- 日程第6 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて  
（鳥取県西部町村就学指導推進協議会への加入について）
- 日程第7 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて  
（町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会への加入について）
- 日程第8 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて  
（鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会への加入について）
- 日程第9 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて  
（大山町と鳥取県との間の職員の研修に関する規約を定める協議について）
- 日程第10 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて  
（大山町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について）
- 日程第11 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて  
（土地改良事業の事務の委託について）
- 日程第12 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて  
（農業農村整備事業の事務の委託について）
- 日程第13 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて  
（鳥取県西部広域行政管理組合構成市町村焼却灰溶融処理施設建設経費負担事業の事務の委託について）
- 日程第14 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて

(汗入土地開発公社定款の変更について)

- 日程第 15 議案第 14 号 専決処分の承認を求めることについて  
(鳥取県西部広域行政管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び同組合規約の一部を変更することについて)
- 日程第 16 議案第 15 号 専決処分の承認を求めることについて  
(鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更について)
- 日程第 17 議案第 16 号 専決処分の承認を求めることについて  
(鳥取県町村消防災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について)
- 日程第 18 議案第 17 号 専決処分の承認を求めることについて  
(鳥取県西部町村就学指導推進協議会を設置する町を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について)
- 日程第 19 議案第 18 号 専決処分の承認を求めることについて  
(町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の変更について)
- 日程第 20 議案第 19 号 専決処分の承認を求めることについて  
(鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更について)
- 日程日程第 21 議案第 20 号 専決処分の承認を求めることについて  
(土地改良事業の事務の委託に関する規約の変更について)
- 日程第 22 議案第 21 号 専決処分の承認を求めることについて  
(農業農村整備事業の事務の委託に関する規約の変更について)
- 日程第 23 議案第 22 号 専決処分の承認を求めることについて  
(大山町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 24 議案第 23 号 専決処分の承認を求めることについて  
(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 25 議案第 24 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 16 年度大山町一般会計暫定補正予算(第 1 号)ほか 7 件の暫定補正予算)
- 日程第 26 議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 16 年度大山町一般会計暫定補正予算(第 2 号))
- 日程第 27 議案第 26 号 中山財産区管理会委員の選任について
- 日程第 28 議案第 27 号 上中山財産区管理会委員の選任について
- 日程第 29 議案第 28 号 下中山財産区管理会委員の選任について
- 日程第 30 議案第 29 号 逢坂財産区管理会委員の選任について

- 日程第 31 議案第 30 号 助役の選任について  
日程第 32 議案第 31 号 教育委員会委員の任命について  
日程第 33 議案第 32 号 教育委員会委員の任命について  
日程第 34 議案第 33 号 教育委員会委員の任命について  
日程第 35 議案第 34 号 教育委員会委員の任命について  
日程第 36 議案第 35 号 教育委員会委員の任命について  
日程第 37 議案第 36 号 監査委員の選任について  
日程第 38 議案第 37 号 監査委員の選任について  
日程第 39 議案第 38 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 40 議案第 39 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 41 議案第 40 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 42 議会運営委員会の継続調査について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 桑本丞章君の議員辞職について  
日程第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(大山町役場の位置を定める条例ほか 183 件の条例の制定について)  
日程第 3 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 16 年度大山町一般会計暫定予算ほか 21 件の暫定予算について)  
日程第 4 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 17 年度大山町一般会計暫定予算ほか 22 件の暫定予算について)  
日程第 5 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて  
(指定金融機関の指定について)  
日程第 6 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて  
(鳥取県西部町村就学指導推進協議会への加入について)  
日程第 7 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて  
(町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会への加入について)  
日程第 8 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて  
(鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会への加入について)  
日程第 9 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて  
(大山町と鳥取県との間の職員の研修に関する規約を定める協議について)  
日程第 10 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

(大山町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について)

- 日程第 11 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて  
(土地改良事業の事務の委託について)
- 日程第 12 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて  
(農業農村整備事業の事務の委託について)
- 日程第 13 議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて  
(鳥取県西部広域行政管理組合構成市町村焼却灰溶融処理施設建設経費負担事業の事務の委託について)
- 日程第 14 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて  
(汗入土地開発公社定款の変更について)
- 日程第 15 議案第 14 号 専決処分の承認を求めることについて  
(鳥取県西部広域行政管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び同組合規約の一部を変更することについて)
- 日程第 16 議案第 15 号 専決処分の承認を求めることについて  
(鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更について)
- 日程第 17 議案第 16 号 専決処分の承認を求めることについて  
(鳥取県町村消防災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について)
- 日程第 18 議案第 17 号 専決処分の承認を求めることについて  
(鳥取県西部町村就学指導推進協議会を設置する町を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について)
- 日程第 19 議案第 18 号 専決処分の承認を求めることについて  
(町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の変更について)
- 日程第 20 議案第 19 号 専決処分の承認を求めることについて  
(鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更について)
- 日程日程第 21 議案第 20 号 専決処分の承認を求めることについて  
(土地改良事業の事務の委託に関する規約の変更について)
- 日程第 22 議案第 21 号 専決処分の承認を求めることについて  
(農業農村整備事業の事務の委託に関する規約の変更について)
- 日程第 23 議案第 22 号 専決処分の承認を求めることについて  
(大山町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 24 議案第 23 号 専決処分の承認を求めることについて

(損害賠償の額を定めることについて)

- 日程第 25 議案第 24 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 16 年度大山町一般会計暫定補正予算 (第 1 号) ほか 7 件の暫定補正予算)
- 日程第 26 議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成 16 年度大山町一般会計暫定補正予算 (第 2 号))
- 日程第 27 議案第 26 号 中山財産区管理会委員の選任について
- 日程第 28 議案第 27 号 上中山財産区管理会委員の選任について
- 日程第 29 議案第 28 号 下中山財産区管理会委員の選任について
- 日程第 30 議案第 29 号 逢坂財産区管理会委員の選任について
- 日程第 31 議案第 30 号 助役の選任について
- 日程第 32 議案第 31 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 33 議案第 32 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 34 議案第 33 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 35 議案第 34 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 36 議案第 35 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 37 議案第 36 号 監査委員の選任について
- 日程第 38 議案第 37 号 監査委員の選任について
- 日程第 39 議案第 38 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 40 議案第 39 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 41 議案第 40 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 42 議会運営委員会の継続調査について

---

**出席議員 (20 名)**

1 番	近 藤 大 介	2 番	西 尾 寿 博
3 番	吉 原 美智恵	4 番	遠 藤 幸 子
5 番	敦 賀 亀 義	6 番	森 田 増 範
7 番	岩 井 美保子	8 番	秋 田 美喜雄
9 番	尾 古 博 文	10 番	諸 遊 壤 司
11 番	足 立 敏 雄	12 番	小 原 力 三
13 番	岡 田 聰	14 番	二 宮 淳 一
16 番	椎 木 学	17 番	野 口 俊 明
18 番	沢 田 正 己	19 番	荒 松 廣 志
20 番	西 山 富三郎	21 番	鹿 島 功

---

**欠席議員（１名）**

15番 桑本丞章

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 …………… 小谷正寿                      書記 …………… 汐田美穂

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 ……………	山口隆之	教育長 ……………	山田晋
中山支所長 ……………	河崎博光	大山支所長 ……………	田中豊
総務課長 ……………	諸遊雅照	人権推進課長 ……………	近藤照秋
企画財政課長 ……………	後藤透	住民生活課長 ……………	福田勝清
福祉保健課長 ……………	松岡久美子	産業振興課長 ……………	渡辺収
地域整備課長 ……………	押村彰文	税務課長 ……………	坂田修
学校教育課長 ……………	高見晴美	社会教育課長 ……………	麴谷昭久
観光商工課長 ……………	福留弘明	水道課長 ……………	小西正記
農業委員会事務局長 ……………	高見公治	会計課長 ……………	金平隆哉

---

**午前 9 時 35 分開議**

○議長（鹿島 功君） おはようございます。ただいまの出席議員は、20人です。定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第 1 桑本丞章君の議員辞職**

○議長（鹿島 功君） 日程第1、桑本丞章君の議員辞職についてを議題とします。

局長に辞職願いを朗読させます。局長。

○局長（小谷 正寿君） 辞職願い、平成17年5月10日、大山町議会議長、鹿島功殿、提出者が、大山町議会議員桑本丞章。印鑑が押してございます。このたび、一身上の都合により議員を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長（鹿島 功君） おはかりします。桑本丞章君の議員の辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、桑本丞章君の議員の辞職を許可することに決定しました。

---

## 日程第2 議案1号 から 日程第26 議案25

○議長（鹿島 功君） 日程第2、議案第1号「専決処分の承認を求める件（大山町役場の位置を定める条例ほか183件の条例の制定について）」から日程第26、議案第25号「専決処分の承認を求める件（平成16年度大山町一般会計暫定補正予算（第2号））までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第1号から議案第25号までの提案理由のご説明をいたします。

議案第1号 大山町役場の位置を定める条例ほか183件の条例の制定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町の発足にともない、平成17年3月28日付で、大山町役場の位置を定める条例ほか183件の条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、専決をいたしました大山町役場の位置を定める条例ほか183件の条例の一覧は、別紙のとおりであります。以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第2号 平成16年度大山町一般会計暫定予算他21件の暫定予算について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町の発足に伴い地方自治法第179条第1号の規定に基づき、平成17年3月28日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、本議会に報告をし、承認を求めるものであります。

予算の内容としましては、旧町の未収未払金及び一時借入金の返済金を予算計上したものであります。また、暫定予算でありますので、歳入歳出予算総額が一致をしていない会計もございます。

さて、会計ごとの暫定予算の総額は、次のとおりであります。

1 一般会計、歳入26億2,063万1,000円、歳出34億8,221万4,000円。2 土地取得特別会計、歳入歳出それぞれ2,000円。3 簡易水道事業特別会計、歳入3,077万4,000円、歳出599万7,000円。4 水道事業会計、歳入2,242万3,000円、歳出662万円。5 住宅新築資金等貸付事業特別会計、歳入1億646万4,000円、歳出22万円。6 開拓専用水道特別会計、歳入歳出それぞれ7万3,000円。7 地域休養施設特別会計、歳入2,573万8,000円、歳出285万9,000円。8 老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計、歳入歳出それぞれ6,000円。9 国民健康保険特別会計、歳入3億4,137万1,000円、歳出2億213万5,000円。10 国民健康保険診療所特別会計、歳入1億2,027万8,000円、歳出6,169万2,000円。11 老人保健特別会計、歳入3億9,867万1,000円、歳出2億2,01

7万円。12介護保険特別会計、歳入歳出それぞれ2億4,931万9,000円。13介護保険事業特別会計、歳入1,409万円、歳出949万6,000円。14農業集落排水事業特別会計、歳入6億5,453万7,000円、歳出4億978万1,000円。15公共下水道事業特別会計、歳入2億3,929万8,000円、歳出3億6,281万2,000円。16風力発電事業特別会計、歳入歳出それぞれ596万7,000円。17温泉事業特別会計、歳入歳出それぞれ224万3,000円。18宅地造成事業特別会計、歳入歳出それぞれ767万2,000円。中山財産区特別会計、歳入歳出それぞれ27万8,000円。上中山財産区特別会計、歳入歳出それぞれ123万9,000円。下中山財産区特別会計、歳入歳出それぞれ61万9,000円。逢坂財産区特別会計、歳入歳出それぞれ12万4,000円であります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議案第3号 平成17年度大山町一般会計暫定予算他22件の暫定予算について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山町の発足に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成17年3月28日付けで専決処分をいたしましたので、同条3項の規定により本議会に報告をし、承認を求めるものであります。

国及び地方、特に地方財政を取り巻く環境はますます厳しい状況となっており、国は平成16年度に引き続き、大幅な税収不足見込みと、地方の歳出削減を図ることを目標に、平成17年度地方財政計画を策定いたしました。地方公共団体に交付すべき地方交付税の総額は、平成16年度並みを確保したと言われているものの、国の三位一体改革により、国庫補助負担金が、一般財源化された割には、地方交付税総額の伸びがないのは、三位一体改革の部分で更に圧縮されているのは明白であります。

本町におきましては、この国の方針を受けて、平成17年度の暫定予算編成に取り組んだところでありますが、町長、町議会選挙を控えていることもあり、6ヶ月間の暫定予算を編成したところであります。

さて、会計ごとの暫定予算の総額は、次のとおりであります。

1一般会計、歳入46億37万円、歳出51億8,317万7,000円。2土地取得特別会計、歳入1,069万1,000円、歳出0。3簡易水道事業特別会計、歳入310万1,000円、歳出430万2,000円。4水道事業会計、歳入1億5,115万4,000円、歳出3億9,172万7,000円。5住宅新築資金等貸付事業特別会計、歳入2,267万8,000円、歳出3,065万1,000円。6開拓専用水道特別会計、歳入歳出それぞれ563万7,000円。7地域休養施設特別会計、歳入1,600万円、歳出4,099万7,000円。8老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計、歳入7万円、歳出0。9国民健康保険

特別会計、歳入9億7,845万6,000円、歳出9億8,976万円。10国民健康保険診療所特別会計、歳入2億4,016万円、歳出2億5,382万3,000円。11老人保健特別会計、歳入10億7,502万3,000円、歳出11億5,522万円。12介護保険特別会計、歳入6億7,056万8,000円、歳出7億8,472万7,000円。13介護保険事業特別会計、歳入歳出それぞれ2,114万9,000円。14農業集落排水事業特別会計、歳入7,068万1,000円、歳出7億542万9,000円。15公共下水道事業特別会計、歳入1億2,297万2,000円、歳出8億495万8,000円。16風力発電事業特別会計、歳入歳出それぞれ975万1,000円。17温泉事業特別会計、歳入歳出それぞれ2,216万9,000円。18宅地造成事業特別会計、歳入歳出それぞれ2,752万8,000円。19中山財産区特別会計、歳入歳出それぞれ135万2,000円。20上中山財産区特別会計、歳入歳出それぞれ393万6,000円。21下中山財産区特別会計、歳入歳出それぞれ229万1,000円。22逢坂財産区特別会計、歳入歳出それぞれ48万5,000円。23索道事業会計、歳入2億5,890万円、歳出2億3,992万5,000円であります。尚、6月定例会に本予算を提案する予定いたしております。

議案第4号 指定金融機関の指定について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、大山町に属する公金の収納または支出事務のため、指定金融機関を設置することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告して承認を求めるものであります。

指定しました金融機関の名称は株式会社鳥取銀行で、所在地は鳥取市永楽温泉町171番地であります。収納及び支払事務を行います総括店舗は、株式会社鳥取銀行名和支店で、取扱事務の開始年月日を平成17年3月28日と定めております。以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。

議案第5号鳥取県西部町村就学指導推進協議会への加入について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成17年3月28日付で大山町が、鳥取県西部町村就学指導推進協議会への加入することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告して承認を求めるものであります。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。

議案第6号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会への加入について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成17年3月28日付で大山町が町村等の非常勤職員の公務災害補償に

関する認定委員会及び審査会に加入することについて地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告して承認を求めるものであります。以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。

議案第7号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会への加入について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成17年3月28日付で大山町が鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会に加入することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をして承認を求めるものであります。以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。

議案第8号 大山町と鳥取県との間の職員の研修に関する規約を定める協議について  
提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成17年3月28日付で、大山町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の一部の管理及び執行を、別紙規約のとおり鳥取県に委託し、併せて当該委託に係る経費の負担について、別紙協定書のとおり財団法人鳥取県市町村振興協会と協定する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告して承認を求めるものであります。以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第9号 大山町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成17年3月28日付で、大山町の公平委員会の事務を別紙規約のとおり鳥取県に委託するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告して承認を求めるものであります。以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。

議案第10号 土地改良事業の事務の委託について提案理由の説明をいたします。

本案は、国営大山山麓総合農地開発事業で造成された下蚊屋ダムに係る基幹水利施設管理事業の補助金事務等を簡素化するため、関係市町が江府町に一部事務委託を行うものであり、平成17年3月28日付けで、大山町が江府町に一部事務委託をすることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。

議案第11号 農業農村整備事業の事務の委託について提案理由の説明をいたします。本案は、国営大山山麓総合農地開発事業で造成をされた幹線用水路等に係る国営造成施設管理体制整備促進事業の補助金事務等を簡素化するため、関係市町が江府町に一部事務委託を行うものであり、平成17年3月28日付けで大山町が江府町に一

部事務委託をすることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告をし承認を求めるものです。以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。

議案第12号 鳥取県西部行政管理組合構成市町村焼却灰溶融処理施設建設経費負担事業の事務の委託について、提案理由の説明をいたします。

本案は、環境庁と国土交通省の補助で建設をされた鳥取県西部行政管理組合構成市町村焼却灰溶融処理施設建設経費の内、国土交通省に係わる補助申請並びに負担金徴収事務を委託するために規約を次のように第1条で委託事務の範囲、第2条で経費の負担及び予算執行を、第3条で予算上の措置を、第4条で決算の場合の措置を、第5条で連絡会議を、附則で施行期日、完了決算、市町村の合併があった場合における関係市町村の範囲、市町村の合併にかかる平成16年度分負担額の特例を定め、その規約に基づき鳥取県西部行政管理組合構成市町村焼却灰溶融処理施設建設経費負担事業の事務を米子市に委託するものであります。以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第13号 汗入土地開発公社定款の変更について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成17年3月28日付で、中山町、名和町、大山町が合併により、大山町となりましたことにもない、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、これまで3町で組織していました汗入土地開発公社定款の全部を改正し、新たに大山町土地開発公社定款を定めるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告して承認を求めるものであります。以上で議案第13号の提案理由の説明を終わります。

議案第14号 鳥取県西部広域行政管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び同組規約を変更する協議について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成17年3月31日、米子市と淀江町の合併に伴い、鳥取県西部広域行政管理組合を構成する市町村に変更が生じました。このため、同組規約の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179号第1項の規定により、専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、議会に報告して承認を求めるものであります。

その概要は、鳥取県西部広域行政管理組規約第2条において、この組合を組織する市町村から淀江町を削除し、第5条は、組合議員の定数を24人から16人に減少し、組合を組織する市町村からの選出区分について米子市9人を7人に、大山町3人を1人に改めるものであります。

また、第8条は、副管理者を14人から9人に改めるものであります。附則で新米子市の定義をしています。

以上で、議案第14号 専決処分についての提案理由とその概要についての説明を終わります。

議案第15号 鳥取県町村職員退職手当組規約の変更について提案理由のご説明をいたします。

本案は、市町村合併にともない鳥取県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の脱退や名称変更が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により、組規約の一部を変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告して承認を求めるものであります。

主な変更事項について、ご説明をいたします。

別表、八頭郡の項中「郡家町 船岡町 八東町」が、平成17年3月31日をもって合併により「八頭町」になること及び西伯郡の項中「淀江町」が、米子市と合併することに伴い、組規約の変更を行うものであります。

附則で、この規約の施行日を平成17年3月31日と定めております。以上で、議案第15号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第16号 鳥取県町村消防災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組規約の変更について提案理由のご提案理由のご説明をいたします。

本案は、市町村合併にともない鳥取県町村消防災害補償組合を組織する町村の数が減少するため、組規約の一部を変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。主な変更の内容について、ご説明をいたします。

平成17年3月31日から町村合併により、「郡家町 船岡町 八東町」が「八頭町」となること及び「淀江町」が「米子市」との合併により組合から脱退するため、組合の議員定数を現行の19人から16人に削減するものであります。附則で、この規約の施行日を平成17年3月31日と定めています。以上で、議案第16号の提案理由の説明を終わります。

議案第17号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会を設置する町を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成17年3月31日付けで淀江町を鳥取県西部町村就学指導推進協議会から削除することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告して承認を求めるものであります。

以上で、議案第17号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第18号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の変更について提案理由のご説明をいたします。

本案は、市町村合併により町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会を組織する地方公共団体の脱退や名称変更が生じたため、地方自治法第252条の7第3項の規定により、組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

主な変更事項について、ご説明をいたします。別表八頭郡の項中「郡家町、船岡町、八東町、若桜町」を「若桜町」に改めるとともに、新たに「八頭町」加え、西伯郡の項中「淀江町」が米子市との合併により組合から脱退するため規約の変更を行うものであります。附則で、この規約の施行日を平成17年3月31日と定めております。

以上で、議案第18号の提案理由の説明を終わります。

議案第19号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更について提案理由のご説明をいたします。

本案は、米子市との合併により、平成17年3月30日付で淀江町が、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会から脱退することにもない、本会の共同設置規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告して承認を求めます。附則で、この規約の施行日を平成17年3月31日と定めております。

以上で、議案第19号の提案理由の説明を終わります。

議案第20号 土地改良事業の事務の委託に関する規約の変更について、提案理由の説明をいたします。

国営大山山麓総合農地開発事業で造成された下蚊屋ダムに係る基幹水利施設管理事業において関係市町は江府町に一部事務委託を行っております。この関係市町の内、米子市と淀江町が平成17年3月31日付で合併するため、本案で規約の一部改正をするものであります。以上で、議案第20号の提案理由の説明を終わります。

議案第21号 農業農村整備事業の事務の委託に関する規約の変更について、提案理由の説明をいたします。

国営大山山麓総合農地開発事業で造成された幹線用水路等に係る国営造成施設管理体制整備促進事業において、関係市町は江府町に一部事務委託を行っております。この関係市町の内、米子市と淀江町が平成17年3月31日付で合併するため、本案で規約の一部改正をするものであります。以上で、議案第21号の提案理由の説明を終わります。

議案第22号 大山町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

この専決処分は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令を改正する政

令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成17年3月31日に公布されたことに伴い大山町税条例を改正する必要が生じたので、所要の改正措置を行ったものであります。

主な改正事項は、65歳以上の者に係る非課税措置についてであります。平成18

年度分の個人住民税から廃止することとされましたが、激変緩和の観点から平成17年1月1日現在において65歳以上の者で、前年の合計所得金額が125万円以下の者に係る個人住民税については、平成18年度分はその3分の2を減額し、平成19年度分はその3分の1を減額し、平成20年度分から全額課税することとし、段階的に廃止することとされたものであります。

改正条文及び改正条項文の内容は、改正部分を下線で表示しておりますので、よろしく願いいたします。以上で議案第22号の提案理由の説明を終わります。

議案第23号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由のご説明をいたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第13号に規定の、交通事故による損害賠償の額を決定するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

損害賠償の額は、22万2,396円であります。相手方は、大山町坊領185番地、中口三樹彦さんで、事故の概要は、平成17年2月23日午後、職員が大山町末長503番地の保健福祉センターだいせんで、開催された会議終了後、帰庁のため同センター前路上で進行方向を変えようとして後退したところ、左後方に停車していた普通乗用車の前側部分に接触し、車両が破損したものであります。事故の処理方法は示談であります。以上で、議案第23号の提案理由の説明を終わります。

議案第24号 平成16年度大山町一般会計暫定補正予算第1号ほか7件の暫定補正予算について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、議案第2号でご説明いたしました平成16年度大山町一般会計暫定予算ほか21件の暫定予算のうち、大山町一般会計暫定予算、大山町地域休養施設特別会計暫定予算、大山町老人保健特別会計暫定予算、大山町介護保険特別会計暫定予算、大山町農業集落排水事業特別会計暫定予算、大山町公共下水道事業特別会計暫定予算、大山町風力発電事業特別会計暫定予算、大山町温泉事業特別会計暫定予算の8会計において、補助金の額の確定、事業計画の変更等現時点での財政見通しに変更が生じたので、歳入歳出予算の過不足を調整するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成17年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

各会計の暫定補正予算の主なものをご説明いたします。

一般会計におきましては、歳入歳出暫定予算の総額から、歳入1億696万7,000円、歳出8,957万5,000円をそれぞれ減額し、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入25億1,366万4,000円、歳出33億9,263万9,000円とするものであります。

補正いたしますのは、歳入におきましては、款60.県支出金 項10.県補助金、目10.総務費県補助金 合併支援交付金5,824万7,000円の減額、同じく目30.農林水産業費県補助金 農業振興費補助金1,103万7,000円の減額、款85.諸収入 項25.雑入 目5.雑入 総務費雑入の4,500万円の減額等によるものであります。

歳出におきましては、款10.総務費 項5.総務管理費 目1.一般管理費 防災行政無線統合工事費の2,247万円の減額、同じく目7.支所費 備品購入費1,304万1,000円の減額、款15.民生費 項5.社会福祉費 目3.老人福祉費 介護保険事業特別会計繰出金1億1,118万円の増額、款20.衛生費 項5.保健衛生費 目2.予防費 老人保健特別会計繰出金4,037万5,000円の減額、款30.農林水産業費 項5.農業費 目5.農地費 集落排水事業推進基金積立金の6,853万5,000円の増額、款70.諸支出金 項10.旧町借入金返済金 目1.旧町借入金返済金の2億円の減額等によるものであります。

老人保健特別会計におきましては、歳入歳出暫定予算の総額から、歳入4,037万5,000円、歳出4,423万9,000円をそれぞれ減額し、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入3億5,829万6,000円、歳出1億7,593万1,000円とするものであります。

歳入における補正は、款20.繰入金 項5.一般会計繰入金 目1.一般会計繰入金4,037万5千円の減額によるものであります。

歳出におきましては、款5.医療諸費 項5.医療諸費 目1.医療給付費4,348万9,000円の減額等によるものであります。

介護保険特別会計におきましては、歳入歳出暫定予算の総額に歳入7,535万円を追加するとともに歳出8,986万6,000円を減額し、歳入歳出暫定予算の総額を歳入3億2,466万9,000円、歳出1億5,945万3,000円とするものであります。

歳入における補正は、款30.繰入金 項5.一般会計繰入金 目1.一般会計繰入金7,535万円の増額によるものであります。

歳出におきましては、款90.予備費 項1.予備費 目1.予備費9,000万円の減額等によるものであります。

農業集落排水事業特別会計におきましては、歳入歳出暫定予算の総額から、歳入3,716万6,000円、歳出155万円をそれぞれ減額し、歳入歳出暫定予算の総額

を、歳入6億1,737万1,000円、歳出4億823万1,000円とするものであります。

歳入における補正は、款10.使用料及び手数料 項5.使用料 目1.農業集落排水使用料247万7,000円の増額と款15.県支出金 項5.県補助金 目1.農業集落排水事業県補助金3,964万3,000円を減額し調整するものであります。

歳出におきましては、款5.事業費 項10.農業集落排水事業費 目1.農業集落排水施設管理費155万円の減額によるものであります。以上で議案第24号の提案理由の説明を終わります。

議案第25号 平成16年度大山町一般会計暫定補正予算(第2号)について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、議案第24号でご説明いたしました平成16年度大山町一般会計暫定予算(第1号)のほか新たに地方債の変更、特別会計事業計画の変更により、歳入歳出予算に過不足が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成17年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

一般会計におきましては、歳入歳出暫定予算の総額に、歳出4,800万6,000円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額を、歳入25億1,366万4,000円、歳出34億4,064万5,000円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正では、歳入の額の変更はありません。歳出においては、款20.衛生費 項5.保健衛生費 目2.予防費 老人保健特別会計繰出金の4,800万6,000円の増額によるものであります。

第2表地方債補正では、一般公共事業債の限度額を8,010万円から7,040万円に、合併推進事業債の限度額を4億740万円から4億1,710万円にそれぞれ変更するものであります。以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

---

## 日程第2 議案第1号

- 議長(鹿島 功君) ただいま提案説明が終わりました。これから、質疑に入ります。ただいま提案説明のありました議案第1号 専決処分の承認を求める件(大山町役場の位置を定める条例ほか183件の条例の制定について)に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(鹿島 功君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります

これから、議案第1号を採決します。おはかりします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、承認することに決定しました。

---

### 日程第3 議案第2号

○議長（鹿島 功君） 次に、議案第2号 専決処分の承認を求める件（平成16年度大山町一般会計暫定予算ほか21件の暫定予算について）に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります

これから、議案第2号を採決します。おはかりします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、承認することに決定しました。

---

### 日程第4 議案第3号

○議長（鹿島 功君） 次に、議案第3号 専決処分の承認を求める件（平成17年度大山町一般会計暫定予算ほか22件の暫定予算について）に対して質疑はありませんか。

〔議長、1番と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 1番。

○議員（1番 近藤 大介君） 緊張しておりますけれども、議案第3号のうち、平成17年度大山町一般会計暫定予算について、大型の公共事業に関連して2点ほど質疑をいたします。

本予算は、6ヶ月の暫定予算であります。款10.総務費 項5.総務管理費 目6.企画費において、情報通信基盤整備工事設計管理等委託料7,634万6,000円、また款50教育費 項10.小学校費 目4.小学校建設費において、小学校建設の設計管理等委託料5,000万円が、計上されております。両事業とも、合併協議会の新町まちづくりプランに上げられた事業であり、情報通信基盤整備事業は、

特に若い世代を中心に住民からの要望の多い事業でありますし、名和地区の3小学校統合に伴う小学校建設については、旧名和町で数年にわたり議論をされ、建設計画が進められてきたことは、私も十分承知しております。

しかし、情報通信基盤整備事業については、事業費が20数億円から、30億円程度、小学校建設については、19億円程度が見込まれており、現在、国・地方とも財政が悪化している中、合併の特例債があるとは言え、新町の財政がこの負担に果たして耐えられるのかどうか、大変心配を致しております。国の交付税財源も先細りが非常に懸念されておるところでございますし、特に学校建設につきましては、先ほど山口町長さんも触れられておりますけれども、三位一体の改革により、当初は、事業費の2分1の補償が見込まれておりましたところ、三位一体の改革によりまして、現在補助の削減が検討されているというふうに聞き及んでおります。学校教育課長に、先だってお伺いしたところでは、実際に国庫補助がどの程度受けられるものなのか、今のところ全く分からないという不透明な状況でございました。

今回の3町の合併により、住民サービスの低下が非常に懸念されている中、また或いは住民の行政サービスに対してのニーズが多様化している今日、これらの大型のハード事業実施をすることによって、財政の更なる硬直化を招き、5年先、10年先の住民サービスが低下しないかというふうに心配しております。

山口町長は、新町まちづくりプランの具体化を訴えてこられたわけですが、そのためには、様々のソフト事業の実施も必要かと思えます。

そこで、両事業の必要性、緊急性を考慮しながらも、より効率的に少ない予算で、その事業の目的を達成する方法を検討されるお考えがありやなしや、ということを一ポイント。それから合わせて、50億円近い2事業を来年度実施した場合でも、将来的な財政運営、或いは住民サービスの向上について、住民に対し、任せておきなさいと自身をもっておっしゃっていただけるものなのか、2点についてご回答をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 近藤議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

ただいまご質問を頂きました情報通信基盤、更には、小学校統合、校舎の建築という大きな事業についての考え方でございますが、やはり私所信でも申し上げましたように、基本的には、今まで2年あまりかけて取り組ん参りました合併に向けての協議、これによって作り上げてこられた合併の町づくりプラン、これは悪の財政推計も含めながら検討してきて作りあげた計画であるわけですが、これを基本に据えながら、町づくりを進めていくべきだというふうに思っております。しかしながらご指摘のように、大山の状況と当時の推計と変わってくる状況もある。そんなところも当然踏まえながら、計画遂行に向けて考えていかなければならないと思っております。

ただ、この2点の情報通信基盤でありますけれど、先ほどご指摘がありましたように住民サービスの低下を招かないためにも、やはり行政区域が広範囲になるわけでありまして、行政のスリム化が一つも目的として求められるわけでありまして。そういった意味で、この通信基盤を整備する中で、末端まで住民の皆さんにサービスが提供でき、安心して暮らしていただける、そういった基盤として大変私は重要なものだと思っております。

したがって、当然この実施にあたって今その計画を策定しているところでありますが、その必要性というものを内容を吟味しながら、本当に必要なものに計画を整理をして取り組んでいくということが必要であろうというふうに思っております。

したがって、当初の予算の30億が20億になるのか、或いは32億になるのか、いずれにしても内容を吟味する中でその必要のものを作っていく、そういった姿勢は必要だろうというふうに思っております。

同じように小学校の統合につきましても、旧名和町で長年をかけて議論をし、取り組んできた事業であります。特に中心にあります名和小学校が50年近くたっておりまして、非常に老朽化をしてきているという状況の中で、更には両隣の光徳小学校、庄内小学校も耐震構造が出来ていない環境の中で、その整備も迫られておるところでありましたが、この機会に合わせて3校存続していくのか、それとも1校に絞って子供たちの教育環境というものをこれからの財政推計を含めて考えていくのかということで、町民の皆さんと議論をし、統合という結論を出したところであります。

これには本当に110年からの光徳小学校、庄内小学校を閉鎖するというところの中で、準備のほう大変いろんな思いがあったと思いますが、それを乗り越えていただいたそういった計画の一つであります。これも学校建築も子供たちの教育環境を整備していく上で大変重要な課題であると思っております。これは、名和小学校に限らず、合併協の中でも大きな視点として協議をいたしました。教育環境の整備というのはやはり新町として大きな課題として取り組んでいかなければならないということは共通理解をしてきた課題だと思っております。

したがって、そういう方向で進んでいるわけでありまして、これも勿論その必要性内容等について吟味をする中で、決して今、合併協で予算を組んであります19億円、これをまるまる使うという意味ではなくて、やはり必要な整備を検討する中で、事業費の内々をも検討していきたいと思っております。

以上だったですか。

はい、すいません。今後の財政の状況についてであります。これは詳しくは財政担当のほうで把握していると思っております。ご承知のように今、国の財政、非常に見通しが立たない状況だと思っております。三位一体の改革、これも本当に地方にとってどういうふうに出ていくのか、どうなるのか非常に見通しの立たない非常に厳しい

状況にあります。しかしながら、やはり住民の皆さんと協議をする中で、本当に必要なものは、優先順位を付けながら、その限られた財源の中で取り組んでいく、そういったことは必要であろうというふうには思っております。決して、最初申し上げましたように、財政が楽になると、国からの交付税等も増えてくるという環境には、今のところないだろうと、そういう認識は思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 1 番。

○議員（1 番 近藤 大介君） 2 つめの件に関してですけれど、2 事業を実施した場合であっても、将来的な財政には十分耐えうると自信をもっておっしゃっていただけるものなのかどうか、再度ご回答をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 先ほど申し上げましたように、財政推計非常に見通しの難しい状況にありますけれど、ただ前倒しで2 事業、それ以外にも事業があるわけですが、大きな事業になります。いずれにしても10 年計画の中で、財政推計を立てた中にある事業の一部でありますので、それについては対応できるというふうに思っております。

○議長（鹿島 功君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第3 号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第3 号は、承認することに決定しました。

----- . ----- . -----

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩をいたします。

**午前10時30分再開**

----- . ----- . -----

**午前10時46分再開**

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。

----- . ----- . -----

○議長（鹿島 功君） 次に、議案第4 号 専決処分の承認を求める件（指定金融機関の指定について）に対して質疑はありませんか。

〔「6 番」の声あり〕

○議員（6番 森田 増範君） 質問いたします。指定金融機関につきましては、先般の合併協で協議され、その方向性が定められて今日の専決の処分の承認ということになっております。今一度その選定の理由を確認させてもらいたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

〔議長、番外者〕の声あり〕

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） ただいま森田議員さんのほうから、指定金融機関の選定の内容についてということでご質問頂きました。この件につきましては、先ほどもご質問の中で申しておられましたように、合併協議の中で決定をされ、各旧町単位の議会の中でもご報告されたというふうに認識はしておりますが、一番の鳥取銀行を指定したという決め手と言いますかポイントは、地域への貢献度と言いますか、各3町とも各支店がある、というふうなそういう便宜性なり、或いはこれまでのディスクロージャーとかそういうようなものについては殆ど分かりませんでしたけれど、そういうふうな貢献度が決め手になったというふうに協議の中で伺っております。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります

これから、議案第4号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、承認することに決定しました。

---

## 日程第6 議案第5号

○議長（鹿島 功君） 次、議案第5号 専決処分の承認を求める件（鳥取県西部町村就学指導推進協議会への加入について）に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって議案第5号は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第7 議案第6号

○議長（鹿島 功君） 議案第6号 専決処分の承認を求める件（町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会への加入について）に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第6号は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第8 議案第7号

○議長（鹿島 功君） 議案第7号 専決処分の承認を求める件（鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会への加入について）に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第7号は、承認することに決定しました。

----- . ----- . -----

**日程第 9 議案第 8 号**

○議長（鹿島 功君） 議案第 8 号 専決処分の承認を求める件（大山町と鳥取県との間の職員の研修に関する規約を定める協議について）に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 8 号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 8 号は、承認することに決定しました。

----- . ----- . -----

**日程第 10 議案第 9 号**

○議長（鹿島 功君） 議案第 9 号 専決処分の承認を求める件（大山町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について）に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 9 号についてを採決します。おはかりします。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 9 号は、承認することに決定しました。

----- . ----- . -----

**日程第 11 議案第 10 号**

○議長（鹿島 功君） 議案第 10 号 専決処分の承認を求める件（土地改良事業の

事務の委託について) に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第10号は、承認することに決定しました。

---

### 日程第12 議案第11号

○議長(鹿島 功君) 議案第11号 専決処分の承認を求める件(農業農村整備事業の事務の委託について) に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第11号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第11号は、承認することに決定しました。

---

### 日程第13 議案第12号

○議長(鹿島 功君) 議案第12号 専決処分の承認を求める件(鳥取県西部広域行政管理組合構成市町村焼却灰溶融処理施設建設経費負担事業の事務の委託について) に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第12号は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第14 議案第13号

○議長（鹿島 功君） 議案第13号 専決処分の承認を求める件（汗入土地開発公社定款の変更について）に対して質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第13号は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第15 議案第14号

○議長（鹿島 功君） 議案第14号 専決処分の承認を求める件（鳥取県西部広域行政管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び同組合同規約の一部を変更する協議について）に対して質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第14号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第14号は、承認することに決定しました。

**日程第 1 6 議案第 1 5 号**

○議長（鹿島 功君） 議案第 1 5 号 専決処分の承認を求める件（鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更について）に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 1 5 号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 1 5 号は、承認することに決定しました。

---

**日程第 1 7 議案第 1 6 号**

○議長（鹿島 功君） 議案第 1 6 号 専決処分の承認を求める件（鳥取県町村消防災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について）に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 1 6 号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 1 6 号は、承認することに決定しました。

---

**日程第 1 8 日程 1 7 号**

○議長（鹿島 功君） 議案第 1 7 号 専決処分の承認を求める件（鳥取県西部町村就学指導推進協議会を設置する町を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について）に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論

を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第17号は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第19 議案第18号

○議長（鹿島 功君） 議案第18号 専決処分の承認を求める件（町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置に関する規約の変更について）に対して質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第18号は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第20 議案第19号

○議長（鹿島 功君） 議案第19号 専決処分の承認を求める件（鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更について）に対して質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

- 議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第19号は、承認することに決定しました。
- 

**日程第21 議案第20号**

- 議長（鹿島 功君） 議案第20号 専決処分の承認を求める件（土地改良事業の事務の委託に関する規約の変更について）に対して質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

- 議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

- 議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

- 議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第20号は、承認することに決定しました。
- 

**日程第22 議案第21号**

- 議長（鹿島 功君） 議案第21号 専決処分の承認を求める件（農業農村整備事業の事務の委託に関する規約の変更について）に対して質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

- 議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

- 議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

- 議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第21号は、承認することに決定しました。
- 

**日程第23 議案第22号**

- 議長（鹿島 功君） 議案第22号 専決処分の承認を求める件（大山町税条例の一部を改正する条例について）に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第22号を採決します。

おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第22号は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第24 議案第23号

○議長（鹿島 功君） 議案第23号 専決処分の承認を求める件（損害賠償の額を定めることについて）に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第23号は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第25 議案第24号

○議長（鹿島 功君） 議案第24号 専決処分の承認を求める件（平成16年度大山町一般会計暫定補正予算（第1号）ほか7件の暫定補正予算）に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに

賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

- 議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第24号は、承認することに決定しました。

----- . ----- . -----  
**日程第26 議案第25号**

- 議長（鹿島 功君） 議案第25号 専決処分の承認を求める件（平成16年度大山町一般会計暫定補正予算（第2号））に対して質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

- 議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

- 議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。おはかりします。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

- 議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第25号は、承認することに決定しました。

----- . ----- . -----  
**日程第27 議案第26号から 日程第29号 議案第29号**

- 議長（鹿島 功君） 日程第27、議案第26号 中山財産区管理委員会委員の選任についてから、日程第30、議案第29号 逢坂財産区管理委員会委員の選任についてまで、計4件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第26号から議案第29号までの提案理由のご説明を申し上げます。

議案第26号 中山財産区管理委員会委員の選任について提案理由のご説明をいたします。

財産区は、旧村の合併時にそれぞれ所有していた山林土地の財産を引続き管理及び処分を行うために設置された特別地方公共団体であります。

大山町は、旧中山町から中山財産区、上中山財産区、下中山財産区、逢坂財産区を引き継いでおります。各財産区には、財産管理委員会を設置し、各7名の財産区管理委員を持って組織することになっており、中山財産区管理委員会委員の選任について、羽田井の徳永茂男さん、束積の林原清治さん、石井垣の福田純一さん、田中の岡田博美さん、御崎の西村暁さん、下甲の圓岡益一さん、赤坂の北村安儀さんを適任であると考え、引続き選任したく、大山町財産区管理委員会条例第3条の規程によって議会の同意を求め

るものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に議案第27号 上中山財産区管理委員会委員の選任について提案理由の説明をいたします。

財産区は、旧村の合併時にそれぞれ所有していた山林土地の財産を引続き管理及び処分を行うために設置された特別地方公共団体であります。

大山町は、旧中山町から中山財産区、上中山財産区、下中山財産区、逢坂財産区を引き継いでおりまして、各財産区には、財産区管理委員会を設置し、各7名の財産区管理委員会委員を持って組織することになっており、上中山財産区管理委員会委員の選任について、退休寺の大塚秀昭さん、羽田井の池信孝也さん、羽田井の松本健則さん、束積の山崎永幸さん、八重の末次謙一さん、樋口の黒見春吉さん、石井垣の篁津幸秋さんを適任であると考え、引続き選任したく、大山町財産区管理委員会条例第3条の規程によって議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第28号 下中山財産区管理委員会委員の選任について提案理由の説明をいたします。

同じく下中山財産区管理委員会の委員の選任につきましては、潮音寺の井上紘一さん、栄田の江原率雄さん、田中の手嶋浩さん、田中の原田時政さん、御崎の西尾明矩さん、下甲の圓岡誉博さん、赤坂の富岡 稔さんを適任であると考え、引続き選任したく、大山町財産区管理委員会条例第3条の規程によって議会の同意を求めるものでございます。

議案第29号 逢坂財産区管理委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

同じく逢坂財産区管理委員会の選任につきましては、高橋の塩田直巳さん、殿河内の野間弘さん、上市の畑博道さん、塩津の山本儀雄さん、岡の天野武彦さん、下市の白石正明さん、松河原の足立義治さんを適任であると考え、引続き選任したく、大山町財産区管理委員会条例第3条の規程によって議会の同意を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） これから議案第26号 中山財産区管理委員会委員の選任について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。本案は、7人の選任同意がひとつの議案で出されております。一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議がありませんので、一括して採決します。おはかりします。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第26号は、同意することに決定しました。

----- . ----- . -----  
○議長（鹿島 功君） これから議案第27号 上中山財産区管理会委員の選任について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。本案も一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議がありませんので、一括して採決します。おはかりします。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第27号は、同意することに決定しました。

----- . ----- . -----  
○議長（鹿島 功君） これから議案第28号 下中山財産区管理会委員の選任について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。本案も一括して採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議がありませんので、一括して採決します。

おはかりします。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第28号は、同意することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） これから議案第29号 逢坂財産区管理会委員の選任について質疑を行います。質疑はありませんか。17番。

○議員（17番 野口 俊明君） お伺いしますが、実はこの4件ともについて言えることだと思いますが、結局今日承認された場合にだいたい任期はどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

[「議長、中山支所長」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 中山支所長。

○中山支所長（河崎 博光君） 任期の件でございますが、管理会条例でも規程をしておりますように、4年ということにいたしております。ご同意をいただきました後に同意書を頂いて任命をしていく、そのように考えております。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。本案も一括して採決したいと思っております、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 異議がありませんので、一括して採決します。おはかりします。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第29号は、同意することに決定しました。

### 日程第31 議案第30号

○議長（鹿島 功君） 日程第31、議案第30号 助役の選任についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました議案第30号 「助役の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、新たに誕生いたしました大山町の助役として、大山町赤坂413番地 田中祥二さんを選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

田中祥二さんは、昭和36年4月に中山町役場に奉職以来、環境整備課長、福祉保健課長、総務課長など豊富な行政経験を有し、平成13年5月からは、中山町教育委員会教育長として、中山町政の進展に尽くされるなど、人格・識見とも適任と考えるものであります。

よろしくご同意のほどお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。おはかりします。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第30号は、同意することに決定しました。ここで暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○議長（鹿島 功君） それでは、再開いたします。

----- . ----- . -----

### 日程第32 議案第31号

○議長（鹿島 功君） 日程第32、議案第31号 教育委員会委員の任命についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第31号 「教育委員会委員の任命について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、米子市東福原6丁目2番23号 山田 晋さんを大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意をお願いするものであります。

山田さんは、平成11年4月から旧名和町立名和中学校長、平成14年10月からは名和町教育委員会教育長として教育に情熱を注がれ、人格・見識とも適任と考えるものであります。ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。おはかりします。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第31号は、同意することに決定しました。ここで暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

---

午前11時19分再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。

---

### 日程第33 議案第32号

○議長（鹿島 功君） 日程第33、議案第32号 教育委員会委員の任命についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第32号 「教育委員会委員の任命について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町御来屋571番地2 湊谷紀子さんを大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意をお願いするものであります。

湊谷さんは、家業のかたわら、旧名和町小中学校のPTA活動や人権教育等に熱意があり、人格・見識とも適任と考えるものであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。おはかりします。本案は同意することに賛成

の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

- 議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第32号は、同意することに決定しました。

---

#### 日程第34 議案第33号

- 議長（鹿島 功君） 日程第34、議案第33号 教育委員会委員の任命についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（山口 隆之君） ご上程になりました議案第33号 「教育委員会委員の任命について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町松河原260番地 池山勝也さんを大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意をお願いするものであります。

池山さんは、平成7年4月から旧中山町立中山小学校長、平成11年4月から旧名和町立名和小学校長、平成16年4月からは中山町人権教育推進委員として教育に情熱を注がれ、人格・見識とも適任と考えるものであります。

ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

- 議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

- 議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

- 議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。おはかりします。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

- 議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第33号は、同意することに決定しました。

---

#### 日程第35 議案第34号

- 議長（鹿島 功君） 日程第35、議案第34号 教育委員会委員の任命についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（山口 隆之君） ご上程になりました議案第34号 「教育委員会委員の任命について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町唐王683番地 小原康正さんを大山町教育委員会委員に任命いた

したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意をお願いするものであります。

小原さんは、平成4年4月から旧大山町立大山西小学校長、平成12年4月からは大山町中央公民館長として教育に情熱を注がれ、人格・見識とも適任と考えるものであります。ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げ、議案第34号の提案理由の説明といたします。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。おはかりします。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第34号は、同意することに決定しました。

---

### 日程第36 議案第35号

○議長（鹿島 功君） 日程第36、議案第35号 教育委員会委員の任命についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただ今ご上程になりました議案第35号 教育委員会委員の任命について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町赤松1391番地 伊澤百子さんをお大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会のご同意をお願いするものであります。

伊澤さんは、家業のかたわら、西伯郡連合婦人会会長、財団法人鳥取教育文化財団理事等を歴任され、教育に熱意があり、人格・見識とも適任と考えるものであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第35号を採決します。

おはかりします。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第35号は、同意することに決定しました。

---

### 日程第37 議案第36号

○議長（鹿島 功君） 日程第37、議案第36号 監査委員の選任についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第36号「監査委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町監査委員として、大山町飯戸981番地1椎木喜久男さんを選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものがあります。

椎木喜久男さんにつきましては、みなさんよくご存知のとおり、昭和62年11月から、大山町議会議員としてご活躍をされ、その間平成7年からは大山町議会副議長、平成11年12月からは大山町監査委員として行政への識見も有しておられ、適任と考えますので、よろしくお願いを申し上げ提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第36号を採決します。

おはかりします。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第36号は、同意することに決定しました。

---

### 日程第38 議案第37号

○議長（鹿島 功君） 日程第38、議案第37号 監査委員の選任についてを議題にします。

本件につきましては、尾古博文君は地方自治法第117条の規定に該当し、除斥さ

れますので、退場を求めます。

[ 尾古博文議員退場 ]

○議長（鹿島 功君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） 議案第37号 「監査委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから選任する監査委員として、大山町羽田井187番地 尾古博文さんを選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものであります。

尾古博文さんにつきましては、みなさんよくご存知のとおりでありまして、人格・識見とも適任と考えますので、よろしくお願いを申し上げ提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） 本案につきましては、質疑討論はないと思いますので、採決します。おはかりします。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第37号は、同意することに決定しました。尾古博文君の着席を求めます。ここで休憩いたします。

**午前11時30分休憩**

[ 尾古博文議員 入場着席 ]

-----  
**午前11時31分再開**

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。

日程第39、議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第38号 「固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会のご同意をお願いするものであります。

選任をいたしますのは、大山町小竹681番地 二ノ宮守政さんであります。二ノ宮さんは、昭和57年から合併時まで、名和町固定資産評価審査委員会委員を務められ、豊富な知識と見識を持たれておりますので、適任と考えるものであります。

ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げ提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第38号を採決します。

おはかりします。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第38号は、同意することに決定しました。

---

#### 日程第40 議案第39号

○議長（鹿島 功君） 日程第40、議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第39号 「固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会のご同意をお願いするものであります。

選任をいたしますのは大山町大山69番地 大館禅雄さんであります。大館さんは、昭和60年から合併時まで、大山町固定資産評価審査委員会委員を務められ、豊富な知識と見識を持たれておりますので、適任と考えるものであります。ご同意のほど、よろしく願いを申し上げ提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。おはかりします。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第39号は、同意することに決定しました。

---

#### 日程第41 議案第40号

○議長（鹿島 功君） 日程第41、議案第40号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第40号 「固定資産評価審

査委員会委員の選任について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会のご同意をお願いするものであります。

選任をいたしますのは大山町潮音寺107番地 井上公一郎さんであります。井上さんは、平成10年4月から中山町収入役、平成14年から合併時まで、中山町固定資産評価審査委員会委員を務められるなど、豊富な知識と見識を持たれており、適任と考えるものであります。ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げ提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。おはかりします。本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第40号は、同意することに決定しました。

---

#### 日程第42 閉会中の継続調査

○議長（鹿島 功君） 日程第42、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題にします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりします。申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（鹿島 功君） これで、本臨時会の会議の付議された事件はすべて終了しました。

会議を閉じます。平成17年、第1回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立、礼。

午前 11時38分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員